



日本脳神経外傷学会

## 第 47 回日本脳神経外傷学会

### 開催趣意書

会 長 坂本 哲也  
帝京大学医学部 名誉教授  
公立昭和病院 院長

主 催  
第 47 回日本脳神経外傷学会



第 47 回日本脳神経外傷学会  
開催趣意書  
内 容

ご挨拶	P.4
企画書	P.5-10
収支予算内訳	P.11
寄附募集要項	P.12
プログラム抄録集広告掲載要項	P.13-14
バナー広告募集要項	P.15
幕間スライド広告募集要項	P.16
医療機器・医薬品展示募集要項	P.17-18
セミナー共催開催要項	P.19-20

(別紙)

寄附申込書	別添
医療機器・医薬品・書籍展示申込書	別添
広告掲載申込書 (プログラム抄録集・バナー・幕間スライド)	別添
共催セミナー申込書	別添

## ご挨拶

謹啓

貴社におかれましては益々ご清栄の御事と存じ、お慶びを申し上げます。また、日頃より格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さてこの度私どもは、第47回日本脳神経外傷学会を2024年3月にお世話させていただくことになりました。本学会は、脳・脊髄及び末梢神経系の外傷に関する医学の進歩の促進を図り、国民全体の保健・医療・福祉に寄与することを目的として設立され、1978年（昭和53年）の第1回より年1回の学術集会を開催、機関誌「神経外傷」の年2回の発行とともに、頭部外傷の症例登録により疫学と診療の現状を把握するデータベースの運営、頭部外傷の治療・管理についての標準化と最新のエビデンスの反映を目指したガイドラインの作成、重大事故による社会的な影響の大きいスポーツ脳神経外傷や外傷性高次脳機能障害に関する検討など、多様な研究活動を行っております。

頭部外傷は交通事故等による多発外傷においてもっとも生命予後に直結し、背椎・脊髄外傷もその後の患者の生活の質にはきわめて重大な影響をもたらします。さまざまな事故防止・安全装置に関する進歩もあり交通事故による外傷は減少していますが、高齢化社会において転倒・転落による外傷は増加している現状があります。また近年では地域包括ケアの進展、医師の働き方改革に加え、もちろん新型コロナウイルス感染症への対応の影響も大きく、脳神経外傷の診療を取り巻く環境は大きく変化しております。加えて、自動車における自動運転の発達や、自転車におけるヘルメット着用の法制化などの変化もある一方で、立ち乗りスクーター（電動キックボード、特定小型原動機付自転車）の法制化など交通制度・技術の変化による外傷受傷リスクの変動などにも対応していく必要があります。脳神経外傷の最前線に立つ会員により構成される本学会の担うべき役割は一層大きなものとなっていると考えております。

このような状況下で、第47回の学術集会ではテーマを「Front line of Neurotraumatology」とし、様々なプログラムの企画を進めております。会場につきましては会員参集の便を考慮し、東京都心に近い九段会館（千代田区）および併設会場を使用いたします。

学術集会の経費については、参加登録費等をもってこれを賄うのが本来のあり方ですが、実際にはこれだけでは不十分で、皆様方の御援助に頼らざるを得ないのが実情であります。

以上の学会開催の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本来ならば拝眉の上ご依頼申し上げるべきところではございますが、略儀ながら書中をもちましてお願い申し上げます。

謹白

令和5年8月吉日

第47回日本脳神経外傷学会  
会長 坂本 哲也  
帝京大学医学部名誉教授  
公立昭和病院 院長



# 第 47 回日本脳神経外傷学会 企画書

1. 学会名称： 第 47 回日本脳神経外傷学会
2. 開催期日： 2024 年 3 月 1 日（金）～2 日（土）
3. 開催場所： 九段会館テラス コンファレンス&バンケット (<https://kudan-tokyo.jp/>)  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-6-5 九段会館テラス 2 階・3 階  
TEL: 03-6888-8080（代）
4. 会 長： 坂本 哲也（帝京大学医学部名誉教授、公立昭和病院 院長）
5. 会員数： 約 1,000 名  
参加予定： 約 300 名（招待者含む）

## 6. 計画の概要

(1) 学会の構成（予定）

- ①特別講演、②教育講演、③共催セミナー、④シンポジウム、⑤一般演題、  
⑥ポスター発表、⑦医療機器・書籍展示、⑧専門医講習会、⑨教育セミナー

(2) テーマ

「Front line of Neurotraumatology」

(3) 会議の日程（予定）

日 時	午前	正午	午後
2 月 29 日（木）			各種委員会
3 月 1 日（金）	各種シンポジウム等 教育講演等、一般演題 医療機器展示	ランチョンセミナー 医療機器展示	会員報告会 各種シンポジウム等 教育講演等、一般演題 医療機器展示
3 月 2 日（土）	各種シンポジウム等 教育講演等、一般演題 医療機器展示	ランチョンセミナー 医療機器展示	各種シンポジウム等 教育講演等、一般演題 医療機器展示

## 7. 大会事務局

第 47 回日本脳神経外傷学会 大会事務局

三宅 康史、大貫 隆広（救急科）、大山 裕太（脳神経外科）

事務担当：片桐 靖史

事務局連絡先：帝京大学医学部 救急医学講座

〒173-8606 東京都板橋区加賀 2 丁目 1 1 番 1 号

TEL: 03-3964-1211 FAX: 03-5375-0854

## 8. 運営事務局

第 47 回日本脳神経外傷学会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL: 03-5289-7717 FAX: 03-5289-8117

E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp

担当：中村 泰明・古井 芳枝

11. 一般社団法人 日本脳神経外傷学会役員

◆ 理事長

吉野 篤緒

◆ 常務理事

刈部 博、末廣 栄一、前田 剛、前原 健寿、森岡 基浩

◆ 理事

荒木 尚、飯原 弘二、岩渕 聡、卯津羅雅彦、畝本 恭子、大塩恒太郎、大谷 直樹、  
荻野 雅宏、小野 元、栗田 浩樹、河野 道宏、小畑 仁司、塩見 直人、重森 裕、  
土肥 謙二、中山 晴雄、並木 淳、橋本 直哉、藤木 稔、朴 永銖、間瀬 光人、  
三國 信啓、宮田 昭宏、村山 雄一、八ツ繁 寛、横堀 將司、吉村 紳一、和田孝次郎

◆ 監事

鈴木 倫保、横田 裕行

◆ 事務局長

末廣 栄一

◆ 事務局長補佐

刈部 博、前田 剛、古家一洋平

◆ 代議員（社員）

相原 英夫、阿久津宣行、朝本 俊司、荒木 尚、飯原 弘二、石内 勝吾、石崎 竜司、  
稲次 基希、岩瀬 正顕、岩渕 聡、岩間 亨、植嶋 利文、卯津羅雅彦、畝本 恭子、  
蛭子 裕輔、大賀 優、大塩恒太郎、大須賀浩二、大竹 安史、大谷 直樹、大淵 英徳、  
岡 英輝、尾金 一民、荻野 雅宏、奥野 憲司、小野 元、恩田 秀賢、加藤 晶人、  
金子 純也、刈部 博、河井 信行、川上 雅久、河北 賢哉、熊井潤一郎、栗田 浩樹、  
黒田 泰弘、小泉 博靖、郷田 周、河野 道宏、小畑 仁司、小松 洋治、小守林靖一、  
三枝 邦康、齋藤 良一、榊原 毅彦、佐久間 潤、定政 信猛、佐藤 栄志、佐藤 秀貴、  
塩見 直人、重森 裕、嶋村 則人、下川 宣幸、末廣 栄一、周郷 延雄、鈴木 謙介、  
鈴木 剛、高橋 功、高山 泰広、竹内 誠、田戸 雅宏、田中 達也、種井 隆文、  
津村 龍、戸田 正博、土肥 謙二、戸村 哲、豊田 泉、直江 康孝、中 大輔、  
中江 竜太、中川 敦寛、長島 梧郎、中村 俊介、中村 丈洋、中山 則之、中山 晴雄、  
並木 淳、成相 直、野地 雅人、萩原 信司、萩原 靖、橋本 直哉、長谷川 秀、  
林 拓郎、林 康彦、原 睦也、樋口 佳則、平尾 朋仁、平林 秀裕、廣田 晋、  
福島 匡道、藤井 本晴、藤川 厚、藤木 稔、藤田 智昭、藤山 雄一、朴 永銖、  
堀口健太郎、本多ゆみえ、本間 正人、前田 剛、前原 健寿、間瀬 光人、松下芳太郎、  
松野 彰、丸石 正治、三國 信啓、宮城 知也、三宅 康史、宮田 昭宏、宮田 圭、  
村井 尚之、村井 保夫、村上 健一、村上 守、村山 雄一、森岡 基浩、守谷 俊、  
安原 隆雄、八ツ繁 寛、柳川 洋一、山城 重雄、山田 哲久、山本 崇裕、山本 拓史、  
横堀 将司、吉野 篤緒、吉村 紳一、和田孝次郎、和田 剛志

◆ 名誉会員

阿部 俊昭、有賀 徹、石井昌三※、伊東 洋、上田 聖、魚住 徹※、宇野 昌明、  
小川 武希、小沼 武英、小野 純一、片山 容一、亀山 元信、北村勝俊※、倉本進賢※、  
甲村 英二、児玉南海雄、佐伯 直勝、榊 寿右、坂本 哲也、佐藤 修、佐野圭司※、  
重森 稔、島 克司、鈴木 倫保、関野宏明※、高倉公朋※、高里 良男、田宮 隆、  
坪川孝志※、長尾 省吾、中沢省三※、中瀬 裕之、永廣 信治、中村紀夫※、西村周郎※、  
橋本 卓雄、早川 徹、半田 肇※、平川公義※、牧野博安※、松前 光紀、三木 保※、  
最上平太郎※、山浦 晶、山木 垂水、山田 和雄、横田 裕行、吉峰 俊樹、米増祐吉※、  
和賀志郎※

※故人

(敬称略)

## 12. 一般社団法人 日本脳神経外傷学会 定款

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本法人は、一般社団法人 日本脳神経外傷学会 (The Japan Society of Neurotraumatology, JSNT) と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を、奈良県橿原市四条町 840 番地 奈良県立医科大学脳神経外科内に置く。

(目的等)

第 3 条 本法人は、国民全体の保健・医療・福祉に寄与するため、脳・脊髄及び末梢神経系の外傷に関する医学の進歩の促進を図り、広く知識の交流を行うことを目的とし、その目的を達成するために、以下の事業を行う。

(1) 学術集会の開催

(2) 機関誌「神経外傷 (Neurotraumatology)」の発行

(3) その他、本法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告方法)

第 4 条 本法人の公告方法は、本法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して行う。

### 第 2 章 会員及び代議員

(会員)

第 5 条 本法人の会員は、次の 3 種とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た医師及び研究者等

(2) 名誉会員 本法人に特に功勞のあった者で、代議員会において承認された者

(3) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため所定の入会手続きを経た個人または団体

2 本法人の会員は、学術集会に参加し、研究発表を行い、機関誌「神経外傷」の配布を受けることができる。

(入会)

第 6 条 本法人に正会員又は賛助会員として入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、初年度分の年会費を添えて本法人事務局に申し込むものとする。

2 理事会は、入会の申し込みがあった者について審査をし、正会員については、理事会による承認をもって、本法人の正会員となる。

(年会費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、定款施行細則 (以下「細則」という) に定める年会費を納入しなければならない。

2 既納の会費については、理由の如何を問わずこれを返却しない。

3 名誉会員については、年会費を免除する。

(任意退会)

第 8 条 退会を希望する会員は、その旨を本法人事務局に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未払いの会費がある場合は、その納入後に退会できるものとする。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、代議員会の特別決議により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本定款及び細則に違反した場合

(2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をした場合

(3) 連続して 2 年間、年会費の納入を怠った場合

(4) その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

(1) 総正会員の同意があった場合

(2) 会員の死亡又は解散

(代議員資格の得喪に関する規定)

第 11 条 本法人の正会員の中より、細則の規定に基づき、代議員を選任する。

2 前項の規定により選任された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般社団・財団法人法」という) 上の社員とする。

3 代議員はいつでも辞任することができ、辞任しようとする者は、辞任届を本法人事務局に提出しなければならない。

4 前項の場合によるほか、本法人の代議員は、以下の事由により、その代議員たる資格を喪失する。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

(1) 第 8 条乃至第 10 条に規定する本法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合

(2) 総代議員の同意があった場合

### 第 3 章 役員及び役職

(役員)

第 12 条 本法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長とし、5 名以内を一般社団法人 日本脳神経外傷学会 定款常務理事とする。  
3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第 13 条 理事は、理事会を組織し、法令及び本定款で定めるところにより、本法人の職務を執行する。

2 理事長は、本法人を代表し、学術集会を含め、本法人の業務を総括する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、一般社団・財団法人法第 99 条乃至第 104 条の職務を行い、これを代議員会に報告する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員を選任及び解任)

第 15 条 理事及び監事は、本法人の代議員の中から、代議員会の決議において選任する。ただし、必要に応じて代議員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長及び常務理事は、法令及び細則の規定に基づき、理事会の決議により選定する。ただし、その選定については、再任を妨げないが、理事長については原則として連続して 2 期（4 年）を超えることはできない。

3 理事及び監事は、法令の規定に基づき、代議員会の決議において、解任することができる。

4 理事長及び常務理事は、法令の規定に基づき、理事会の決議により解職することができる。

(役員任期)

第 16 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2 前項の任期中とはいえども、理事については、その在任中の年度（本項にいう年度とは、第 34 条に規定する事業年度ではなく、4 月 1 日から 3 月 31 日までの学校年度をいう。以下、同じ。）において、満 65 歳となる日、あるいは満 65 歳となる予定の日の属する年度に開催される定時代議員会の終結の時に任期満了となる。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員報酬)

第 17 条 理事及び監事は、無報酬とする。

#### 第 4 章 会議

(会議)

第 18 条 本法人には、その業務を遂行するにあたり、次の会議を置く。

(1) 代議員会

(2) 理事会

#### 第 5 章 代議員会

(代議員会)

第 19 条 本法人の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の 2 種とする。定時代議員会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に開催する。臨時代議員会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 臨時代議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 20 条 代議員会は、理事会決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号に該当する場合は、その書面の到達した日から 30 日以内の日を会日とする臨時代議員会の招集通知を発しなければならない。

3 代議員会を開催するときは、会日より 7 日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各代議員に対して通知を発しなければならない。

4 代議員会は、その総会において議決権を行使することができる代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

第 21 条 代議員会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席（書面議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、議決することができない。

2 やむをえない理由のため代議員会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の代議員を代理人として議決を委任することができる。

3 前項の場合、その代議員は出席したものとみなす。

4 代議員の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席代議員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第 22 条 代議員において、各代議員は各 1 個の議決権を有する。

(議長)



第 23 条 代議員会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該代議員会において選任された他の理事がこれを行う。

(議事録)

第 24 条 代議員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(種類)

第 25 条 本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に 2 回開催（ただし、4 ヶ月を超える間隔で開催）する。

3 前項の通常理事会において、理事長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 4 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その請求のあった日から 5 日以内に、14 日以内の日を会日とする臨時理事会の招集通知を発しなければならない。

3 理事会を開催するには、会日より 7 日前までに、開催日時、場所及び議題その他法令に定める事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議方法)

第 27 条 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故あるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。

2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。

3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した理事長並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 29 条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 30 条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 31 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時代議員会における決議を経た後、理事の過半数の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第 32 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第 33 条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

## 第 8 章 計算

(事業年度)

第 34 条 本法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(計算書類)

第 35 条 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時代議員会に提出し、3 の書類についてはその内容を報告し、1、2 及び 4 の各書類については承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(3) 事業報告書

(4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案（剰余金の処分制限）

第 36 条 本法人は、会員、代議員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第 9 章 定款等変更、合併及び解散等

(定款等変更)

第 37 条 本定款及び細則を変更するには、総代議員の半数以上であって、かつ総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得た代議員会の決議によらなければならない。

(合併等)

第 38 条 本法人は、代議員会において、総代議員の半数以上であって、かつ総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 39 条 本法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号までに規定する事由によるほか、代議員会において、総代議員の半数以上であって、かつ総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 40 条 本法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、各代議員に分配しない。

2 前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

第 10 章 附則

(定款に定めのない事項)

第 41 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他法令によるものとする。

平成 22 年 1 月 4 日 施行

平成 27 年 3 月 5 日 一部改正

平成 29 年 3 月 10 日 一部改正

令和 2 年 3 月 6 日 一部改正

令和 3 年 2 月 26 日 一部改正

### 13. 企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドラインについて

本学会は、日本製薬工業協会が示す「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」及び日本医療機器産業連合会の「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に基づき、「貴社と医療機関及び医療関係者との関係の透指性に関する指針」に従い、学会等の会合開催にかかる費用を「学会名」「共催セミナー名」の通りに、貴社のウェブサイト上に公開することに同意します。

## 第 47 回日本脳神経外傷学会 収支予算内訳

### ◆収入の部

項目	金額	備考
1. 学会参加登録費（有料）	¥3,000,000	医師・企業：¥15,000×200名
	¥250,000	メディカルスタッフ：¥5,000×50名
2. 学会事務局の補助金	¥1,000,000	日本脳神経外傷学会事務局より
3. プログラム抄録集広告料	¥1,419,000	表2:¥165,000, 表3:¥132,000, 表3対向: ¥132,000, 表4:¥220,000, 1頁:¥110,000×3口, 半頁:¥88,000×5口
4. バナー広告料	¥220,000	¥110,000×2口
5. 幕間スライド広告料	¥220,000	¥110,000×2口
6. 機器・書籍展示出展料	¥517,000	¥165,000×3小間、¥5,500×4本
7. セミナー共催費	¥14,300,000	ランチン: ¥1,650,000×4枠、¥1,100,000×2枠、 スポットセミナー: ¥1,650,000×1枠、¥1,100,000×1枠 イベント: ¥1,650,000×1枠、¥1,100,000×1枠
8. 寄付金	¥574,000	
合 計	<b>¥21,500,000</b>	

### ◆支出の部

項目	金額	備考
<b>【事前準備費】</b>		
1. 事務局経費	¥1,500,000	人件費：@600,000（@50,000×12ヶ月） ホームページ作成管理費：@500,000 消耗品・雑費：@200,000、通信費：@200,000
2. 印刷関係費	¥2,515,000	プログラム抄録集等印刷費
3. 発送費	¥465,000	事前作成物発送費他
小計①	¥4,480,000	
<b>【招聘費用】</b>		
4. 招待者旅費、宿泊費	¥1,000,000 ¥1,680,000	旅費・謝金関係 ツインルーム：@28,000×30名×2泊
小計②	¥2,680,000	
<b>【当日学会運営費】</b>		
5. 会場借料	¥5,000,000	口演3会場、展示、本部、控室、委員会部屋等
6. 会場設営・運営費	¥9,140,000	
①映像機材・PC等関係費	¥3,400,000	各種映像機材、PC受付関係機材×3会場×2日等
②看板作製・展示小間費	¥1,500,000	会場表示板・誘導板、展示基礎小間作成等
③当日スタッフ人件費	¥2,000,000	会場ディレクター、ホッパラー、受付、進行、照明他
④会場設営、搬出入費	¥1,000,000	会場設営×3会場、運搬費×2回
⑤営業管理費	¥1,240,000	
小計③	¥14,140,000	
<b>【事後処理費】</b>		
7. 事後処理関係費	¥200,000	会計関係：@100,000 礼状作成・発送費：@100,000
小計④	¥200,000	
合 計（小計①+②+③+④）	<b>¥21,500,000</b>	

## 第 47 回日本脳神経外傷学会 寄附募集要項

1. 募 金 の 名 称：第 47 回日本脳神経外傷学会
2. 募 集 期 間：2023 年 7 月～2024 年 3 月 31 日（日）
3. 寄付の目標金額：574,000円
4. 寄 付 の 目 的：第 47 回日本脳神経外傷学会の運営に対する助成のため。
5. お 申 込 先：本趣旨にご賛同いただけます場合は別紙の寄付申込書にご記入の上下記までお送り願います。

第 47 回日本脳神経外傷学会 運営事務局

株式会社ドゥ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL: 03-5289-7717 FAX: 03-5289-8117

E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp

担当：中村 泰明・古井 芳枝

6. お問い合わせ先：第 47 回日本脳神経外傷学会 大会事務局  
三宅 康史、大貫 隆広（救急科）、大山 裕太（脳神経外科）  
事務担当：片桐 靖史  
帝京大学医学部 救急医学講座  
〒173-8606 東京都板橋区加賀 2 丁目 1 1 番 1 号  
TEL: 03-3964-1211 FAX: 03-5375-0854  
E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp
7. 寄附金のお支払：銀行口座：三菱 UFJ 銀行 帝京大病院出張所（店番 183）  
口座種別：普通口座  
口座番号：0220519  
口座名義：第47回日本脳神経外傷学会 坂本 哲也  
(タ イヨソ ユウナカニホノウシケイ イシヨウガ ツカイ サカモ テツヤ)

※税法上の扱い：免税措置は特にありません

## 第 47 回日本脳神経外傷学会 プログラム抄録集広告掲載要項

1. 広告媒体名： 第 47 回日本脳神経外傷学会プログラム抄録集
2. 配布対象： 学会会員および参加者
3. 発行部数： 1,200 部 (A4 サイズ)
4. 媒体作成費： 1,440,000 円 (@1,200×1200 部)
5. 広告料総額： 1,419,000 円
6. 広告掲載料・募集数：※表 4 以外でカラー希望の場合は、ご相談下さい。

掲載場所	金額 (税込)	募集数	色
表 4 (裏表紙)	220,000 円	募集数 1 口	カラー
表 2 (表紙 裏)	165,000 円	募集数 1 口	モノクロ
表 3 (裏表紙 裏)	132,000 円	募集数 1 口	モノクロ
後付(表 3 対向)1 頁	132,000 円	募集数 1 口	モノクロ
後付 1 頁	110,000 円	募集数 3 口	モノクロ
後付 1/2 頁	88,000 円	募集数 5 口	モノクロ

7. 広告原稿： 電子データ、紙焼原稿またはフィルムでお願いいたします。

**【データ入稿の場合の諸注意】**

- A) 必ず出力見本を同封して下さい。
- B) 使用 OS、作成アプリケーションの情報を添付して下さい。
- C) Adobe Illustrator 等によるベクター画像データの場合はアウトライン処理をして下さい。
- D) 編集を要しないデータで入稿して下さい。編集を要する原稿でお預かりする場合は、指示内容により、実費相当額をご請求する場合がありますので予めご了承下さい。

8. 広告料のお支払い：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れて下さい。

銀行口座：三菱UFJ銀行 帝京大病院出張所 (店番 183)

口座種別：普通口座

口座番号：0220519

口座名義：第47回日本脳神経外傷学会 坂本 哲也

(ダ イョウジ ユナカニホンノウシケイガ イシヨウガ ツカイ サカモト テツヤ)

9. お問い合わせ先：

第 47 回日本脳神経外傷学会 大会事務局

三宅 康史、大貫 隆広 (救急科)、大山 裕太 (脳神経外科)

事務担当：片桐 靖史

帝京大学医学部 救急医学講座

〒173-8606 東京都板橋区加賀 2 丁目 1 1 番 1 号

TEL: 03-3964-1211 FAX: 03-5375-0854

E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp

10. お申込み・広告送付先：

第 47 回日本脳神経外傷学会 運営事務局

株式会社ドウ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階

TEL: 03-5289-7717 FAX: 03-5289-8117

E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp

担当：中村 泰明・古井 芳枝

※広告原稿はお申し込み後ご準備出来次第送付願います。

11. 原稿送付締切：2024 年 1 月 15 日（月）まで

（原稿が紙焼またはフィルムの場合はお早めをお願いいたします）

12. 発行日：2024 年 2 月中旬予定

※2024 年 1 月 10 日（水） までに別紙申込書を E-mail 又は FAX でお送りください。

## 第 47 回日本脳神経外傷学会 バナー広告募集要項

1. 掲載媒体：第 47 回日本脳神経外傷学会ホームページ
2. 掲載期間：お申込後バナーデータ送付から 2024 年 2 月末まで（予定）
3. 掲載場所：第 47 回日本脳神経外傷学会ホームページ内  
※会長に一任下さいますようお願い申し上げます。
4. 募集数：2 社
5. 広告仕様：バナー広告データは貴社でご準備頂き、以下の仕様を満たすようにご留意下さい。
  - ・データ形式：GIF 形式もしくは JPEG 形式
  - ・サイズ：200 pixel x 70 pixel（多少変わる場合もございます）
  - ・画像解像度：72 pixel / inch
6. 掲載料：110,000 円（税込・1 バナー）
7. 画像送付方法：画像データは E メールにてお送り下さい。
8. お申込み・画像データ送付先：  
第 47 回日本脳神経外傷学会 運営事務局  
株式会社ドウ・コンベンション  
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階  
TEL: 03-5289-7717 FAX: 03-5289-8117  
E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp  
担当：中村 泰明・古井 芳枝
9. 掲載料のお支払い：  
下記指定口座にお振込み下さい。  
請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れて下さい。  
銀行口座：三菱UFJ銀行 帝京大病院出張所（店番 183）  
口座種別：普通口座  
口座番号：0220519  
口座名義：第47回日本脳神経外傷学会 坂本 哲也  
(ダ イョウジ ムナカニホノウシケイ イショガ ツカイ サモト テツヤ)

※2024 年 1 月 10 日（水） までに別紙申込書を E-mail 又は FAX でお送りください。

## 第 47 回日本脳神経外傷学会 幕間スライド広告 募集要項

1. 広告媒体：講演会場内スクリーン（幕間 P R 広告）
2. 投影会場：各会場（予定）
3. 投影詳細：会期中、各セッション間の休憩時間または幕間（予定）  
第 47 回日本脳神経外傷学会関連スライドや各スポンサーの広告をローテーションで投影します。放映順・回数は、主催事務局にご一任ください。
4. 掲載料：110,000 円（税込）
5. 募集数：2 社
6. データ：パワーポイント（ppt.）
7. データ送付方法：  
データは下記宛に E メールでお送り下さい。
8. 申込書・データ送信先：  
第 47 回日本脳神経外傷学会 運営事務局  
株式会社ドゥ・コンベンション  
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5 階  
TEL: 03-5289-7717 FAX: 03-5289-8117  
E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp  
担当：中村 泰明・古井 芳枝
9. 掲載料のお支払い：  
下記指定口座にお振込み下さい。  
請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れて下さい。  
銀行口座：三菱UFJ銀行 帝京大病院出張所（店番 183）  
口座種別：普通口座  
口座番号：0220519  
口座名義：第47回日本脳神経外傷学会 坂本 哲也  
(ダ イョウジ ユナナカイニホンノウシケイガ イシヨウガ ツカイ サカモト テツヤ)

※2024 年 1 月 10 日（水） までに別紙申込書を E-mail 又は FAX でお送りください。



## 第 47 回日本脳神経外傷学会 医療機器・医薬品展示開催要項

1. 会 期：2024 年 3 月 1 日（金）～2 日（土）
2. 展示会場：九段会館テラス コンファレンス&バンケット (<https://kudan-tokyo.jp/>)  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-6-5 九段会館テラス 2 階・3 階  
TEL: 03-6888-8080 (代)
3. 出展対象：医療機器・検査機器・医薬品・医療情報機器、システム等
4. 募集小間数：機器展示：3 小間（予定） 書籍展示：1 件
5. 搬 入：2024 年 2 月 29 日（木）15：00～17：00（予定）
6. 展 示：学会 1 日目：2024 年 3 月 1 日（金）09：00～18：00（予定）  
学会 2 日目：2024 年 3 月 2 日（土）09：00～15：00（予定）
7. 搬 出：2024 年 3 月 2 日（土）15：00～16：00（予定）

### 8. 出展料金：

#### 【機器展示の場合】

会場	形態	備考	1 社単価(税込)
2 階 廊下(お仁)	基礎小間	1 小間：W1800×D900	¥165,000

- 出展料金に含まれるもの：基礎小間(バックパ 祉)、スペース利用(椅子、机)
- 出展料金に含まれないもの：(必要に応じて別途ご負担して頂く物)  
スポットライト、コンセント、使用電気、白布、展示台、電気工事費等
- ※ 展示台は、会場備品の机で代用出来る場合は無料で貸出し致します。
- ※ その他、上記に記載ないものにつきましては、別途お問合せ下さい。

#### 【書籍展示の場合】

形態	単位	1 本サイズ	小間単価 (税込)
机 (3 本以上 6 本まで)	机 1 本	W1.8m×D0.45m×H0.7m	¥5,500

- 出展料金に含まれるもの：机
- 出展料金に含まれないもの：使用電気等 (必要に応じて別途ご負担して頂く物)

### 9. 振込先：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れて下さい。

銀行口座：三菱UFJ銀行 帝京大病院出張所 (店番 183)

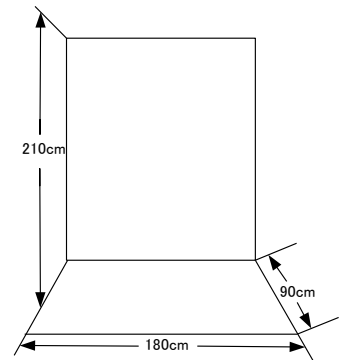
口座種別：普通口座

口座番号：0220519

口座名義：第47回日本脳神経外傷学会 坂本 哲也

(ダ イョウジ ユナナカイニホンノウシケイガ イシヨウガ ツカイ サカト テツヤ)

10. 基礎小間： **\*特別展示は、各社で準備又はご相談ください。**  
基礎小間は右図の仕様(バックパネル)です。  
尚、特装をされる場合は各社でお願い致します。  
※水、プロパンガス、圧縮空気の使用は禁止します。  
※装飾物、展示物の高さは、2.1m まで。  
床面への直接工作 (ガムテープ、アソカ等)も禁止します。



11. ご案内： 出展者説明会は行いません。開催の2週間前までに小間割、搬入出、装飾、管理、各種手配物などについて詳細をご連絡します。
12. 会場管理： 会場及び出展物の保全については、最善の保護と管理にあたりますが、天災その他の不可抗力による事故、盗難、紛失、及び小間内における人的災害の発生については責任を負いません。
13. 会場・会期・開場時間の変更：  
やむを得ない事情により会場、会期及び開場時間を変更する場合があります。  
この変更を理由として出展申込みを取り消すことは出来ません。  
また、これによって生じた損害は補償しません。
14. 本会議への参加資格について：  
出展者に対しては第47回日本脳神経外傷学会の講演会場及び関連プログラムへの参加資格はありません。展示会場内への出展者の入場制限はありません。
15. お問い合わせ・お申込先：  
第47回日本脳神経外傷学会 運営事務局  
株式会社ドウ・コンベンション  
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-23 アクセスお茶の水ビル5階  
TEL: 03-5289-7717 FAX: 03-5289-8117  
E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp  
担当：中村 泰明・古井 芳枝

※2024年 1月10日(水) までに別紙申込書を E-mail 又は FAX でお送りください。

## 第 47 回日本脳神経外傷学会 セミナー共催開催要項

1. 学会名称： 第 47 回日本脳神経外傷学会
2. 会 長： 坂本 哲也（公立昭和病院 院長）
3. 会 場： 九段会館テラス コンファレンス&バンケット (<https://kudan-tokyo.jp/>)  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-6-5 九段会館テラス 2 階・3 階  
TEL: 03-6888-8080（代）
4. 日程・時間・募集枠・会場規模（予定）、共催金

日程	セミナー名／枠	時間(予定)	募集	収容人数	共催金(税込)
3/1 (金) 又 は 3/2 (土)	ランチョンセミナー／A 枠	12:00～13:00	4 枠	約 250 名	1,650,000 円
	ランチョンセミナー／B 枠	12:00～13:00	2 枠	約 100 名	1,100,000 円
	スポンサードセミナー／A 枠	60 分枠	1 枠	約 250 名	1,650,000 円
	スポンサードセミナー／B 枠	60 分枠	1 枠	約 100 名	1,100,000 円
	イブニングセミナー／A 枠：3/1 のみ	17:00～18:00	1 枠	約 250 名	1,650,000 円
	イブニングセミナー／B 枠：3/1 のみ	17:00～18:00	1 枠	約 100 名	1,100,000 円

5. セミナー・シンポジウムテーマ、演者、座長の選定について：  
貴社ご希望とご相談の上、学会テーマに沿うよう、又企業間で重複がないよう学会事務局で調整させていただく場合があります。
6. 共催について：第 47 回日本脳神経外傷学会と協賛企業との共催とさせていただきます。
7. 会場・会期・開場時間の変更：  
やむを得ない事情により開催中止、会場、会期及び時間を変更する場合があります。  
この変更を理由として出展申込みを取り消すことは出来ません。  
また、これによって生じた損害は補償しません。
8. 脳神経外科診療領域講習単位について  
ランチョンセミナーは脳神経外科診療領域講習単位取得対象セッションとして申請予定です。申請は開催月の 2 か月前になりますので、ご了承ください。
9. 共催金（含まれるもの）について：
  - ①会場費（口演会場）
  - ②学会で使用する映像、音響、照明機材  
（PC プロジェクター、PC オペレーター、スクリーン、マイク等）
10. 共催負担金に含まれていないもの（別途ご負担いただく内容）：
  - ①ランチョンセミナー中の参加者用お弁当費、飲物費※  
（※アフタヌーン、イブニングセミナーにて軽食等提供する場合は、別途ご負担頂きます。）
  - ②控室室料及び控室内での機材費、料飲費等
  - ③座長・演者への交通、宿泊の手配及び費用、謝礼（各社に一任致します）

- ④看板、チラシ作製費
- ⑤録画・録音などの追加機材費
- ⑥運営スタッフ人件費（照明・進行アナウンス・弁当配布などの補助スタッフ）

11. 共催金のお支払い：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れてお申し込み下さい。

銀行口座：三菱UFJ銀行 帝京大病院出張所（店番 183）

口座種別：普通口座

口座番号：0220519

口座名義：第47回日本脳神経外傷学会 坂本 哲也

(ダ イョウジ ヨウナナカイニホンノウシケイガ イシヨウガ ヲツカイ サカモト テツヤ)

12. 案内状チラシについて：

学会当日、参加受付付近にデスクを設置しますので配布を希望される場合は学会当日の朝までにご準備ください。

13. お問い合わせ先：

第47回日本脳神経外傷学会 大会事務局

三宅 康史、大貫 隆広（救急科）、大山 裕太（脳神経外科）

事務担当：片桐 靖史

帝京大学医学部 救急医学講座

〒173-8606 東京都板橋区加賀2丁目11番1号

TEL: 03-3964-1211 FAX: 03-5375-0854

E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp

14. お申込み先：

第47回日本脳神経外傷学会 運営事務局

株式会社ドゥ・コンベンション

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-23 アクセスお茶の水ビル5階

TEL: 03-5289-7717 FAX: 03-5289-8117

E-mail: ntrauma47-office@umin.ac.jp

担当：中村 泰明・古井 芳枝

※2023年11月30日（木）までに別紙申込書をE-mail又はFAXでお送りください。